

令和6年6月27日(木)

照会先:保健医療部生活衛生課

食の安全対策室

担当者:室長補佐 澁澤 弥生

連絡先:029-301-3424(内線3421)

## 第15回食品衛生推進員委嘱状交付式の開催について(開催通知)

このことについて、下記のとおり開催いたしますので情報提供いたします。

### 記

日 時:令和6年7月3日(水) 14時から

場 所:茨城県庁9階講堂

来 賓:公益社団法人茨城県食品衛生協会 会 長 高野 正巳  
公益社団法人茨城県食品衛生協会 副会長 松岡 嘉一  
公益社団法人茨城県食品衛生協会 副会長 中根 猛  
公益社団法人茨城県食品衛生協会 副会長 石井 隆之

出席者:知 事 大井川和彦  
保健医療部部長 森川 博司

委嘱人数:933名

代表者10名に、知事から直接委嘱状が交付されます。

委嘱期間:令和6年7月1日から令和9年6月30日(3年間)

### 【食品衛生推進員委嘱者数(保健所管内別)】

保健所名	委嘱者数	保健所名	委嘱者数	保健所名	委嘱者数
中 央	74	潮 来	139	つくば	87
ひたちなか	185	竜ヶ崎	111	筑 西	88
日 立	57	土 浦	76	古 河	116
				合 計	933

#### 食品衛生推進員制度について

平成7年の食品衛生法改正により、事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するために設けられました。食品衛生推進員の方々には、地域の食品衛生の推進役として、食品業者からの相談対応、施設の巡回および食品衛生指導の普及などを通じて、食品衛生の向上及び食の安全・安心の確保に協力していただきます。

#### 食品衛生法第67条（抜粋）

- ② 都道府県等は、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、食品衛生推進員を委嘱することができる。
- ③ 食品衛生推進員は、飲食店営業の施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、都道府県等の施策に協力して、食品等事業者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。